

奈良県告示第四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平和土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年四月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	飯田 喜代視	大和郡山市上三橋町二〇一
〃	巽 宗和	〃 美濃庄町九八
〃	南田 昌宏	〃 井戸野町四二〇
〃	中島 章博	〃 大江町一九九
〃	竹田 壽信	〃 下三橋町九六三
〃	上田 義信	〃 稗田町二五五
〃	奈良谷 公章	〃 若槻町一八八―二
〃	谷口 吉史	〃 〃 一七一―六
〃	松下 清	〃 番条町五三三
〃	永原 良雄	〃 番匠田中町四七
〃	仲谷 公男	〃 美濃庄町三五―二
監事	乾 義幸	〃 下三橋町九五〇
〃	森村 太	〃 稗田町二四八
〃	南田 圭司	〃 井戸野町四九―二
〃	柏原 裕	〃 番条町五二二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	飯田 喜代視	大和郡山市上三橋町二〇一
〃	永原 良雄	〃 番匠田中町四七
〃	南田 昌宏	〃 井戸野町四二〇
〃	奈良谷 公章	〃 若槻町一八八―二
〃	今西 義雄	〃 下三橋町二四二―二
〃	上田 茂和	〃 稗田町三二五―二
〃	谷口 吉史	〃 若槻町一七一―六

〃 〃 〃 監事 〃 〃 〃 〃  
中島 正典  
乾 俊文  
往西 康  
松下 清  
南田 圭司  
今西 幸雄  
仲山 昇明  
柏原 裕

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃  
大江町二〇八  
美濃庄町二八三―三  
〃 一三二  
番条町五三三  
井戸野町四九一―二  
下三橋町一〇三五  
稗田町三一―二  
番条町五二二